

どうしよう？  
と思ったら

## 市民相談案内

市民のしおり42～46ページに相談窓口の詳しい案内を記載しています

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事▶多重債務▶行政・法律・公正証書▶税金・社会保険労務▶不動産・登記▶建築・住宅修繕▶マンション管理	広聴課 ☎224-5022
消費生活	消費生活センター ☎224-6162
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待 ひとり親家庭・離婚	こども家庭課 ☎224-5821
育児の悩み	子育て支援センター ☎247-6613
子育て施設サービス等利用支援	子育て支援センター ☎247-5010
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ	教育センター ☎236-1818
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ▶うつ・アルコール・ひきこもり	保健予防課 ☎227-5102
健康	健康づくり支援課 ☎229-4125
不妊・不育症	健康管理課 ☎229-4124
医療安全に関する相談	保健総務課 ☎227-5101
人権	さいたま地方務局川越支局 ☎243-3824
高齢者(高齢者虐待・介護予防・認知症)	地域包括ケア推進課 ☎224-6087
障害者	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
障害者虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
結婚・内職・交通事故	市民相談室(ウェスタ川越3階) ☎249-7855
労働トラブル(仕事上の悩み)	雇用支援課 ☎227-5776
就職活動・雇用・若年未就労者	しごと支援センター ☎227-5775
外国人籍市民	国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

## PICK-UP

### 3月1日～8日は「女性の健康週間」です

健康づくり支援課 ☎229-4125

女性のカラダは初経を迎える思春期から成熟期を経て、閉経する更年期、高齢期と、女性ホルモンの影響を受けて変化が起きます。そのため年齢によって気を付けたいトラブルや病気も異なってきます。つらいときは一人で悩まず相談してください。また、生涯を快適に過ごすためには、運動や睡眠などの日ごろの健康づくりも大切です。同課では運動や栄養に関する教室を開催しています。詳しくはお尋ねください。

#### もしも健康相談

相談時間…午前9時～正午▶午後1時～4時

- 大人の健康(月～金曜日) ☎224-5263
  - 助産師による女性の健康(毎週木曜日) ☎224-0712
- \*祝・休日、年末年始を除く。

## 消費生活の豆知識 その83 訪問購入に注意!

### 事例

○「靴を買い取る」という電話があった。初めは断ったが、「どんな靴でも構わない」と言われたので、売れる靴があるかもしれないと答えた。すぐに業者が訪ねてきて、その場で靴を撮影し、「今、査定している」と言いながら、「他に貴金属はないか」と聞いてきた。ネックレスや指輪を見せると、合計3万5000円で買い取るとのことだったので、明細などを確認せずに売ってしまった。

た。家族に話すと、「18金のネックレスや指輪が3000円程度の値にしかなくなっていない」と指摘され、義母の形見を安値で売ってしまったことを後悔した。取り戻せないだろうか。

訪問購入は、クーリング・オフが認められています。契約の際に事業者から渡される、事業者の連絡先、物品の種類や特徴、購入価格などが書かれた書面を受け取った日から8日間以内であれば、無条件で契約を

解除することができます。

#### 消費者へのアドバイス

①クーリング・オフが認められていますが、「すでに処分した」などと言われ取り戻せないこともありま。クーリング・オフ期間中は、代金を受け取った場合でも、物品の引渡しを拒むことができます。一度、冷静になって考えることも必要です。

②突然訪問してきた購入業者は家に

③訪問購入は、法律により勧誘や来訪を求めている人への勧誘が禁止されています。訪問を希望しない場合は、はっきり断りましょう。

④買い取る物品を明示しないで勧誘することも禁止されています。売却したくない場合は、きっぱりと断りましょう。

⑤契約の際に渡される書面を必ず確認しましょう。

⑥困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター ☎224-6162  
☎222-5454